

令和8年度 福井県会計年度任用職員（パートタイム）募集のお知らせ

受付期間	令和8年 2月 3日(火)～ 令和8年 2月13日(金)〈必着〉
試験日	令和8年 2月17日(火)
採用予定日	令和8年 4月 1日(水)

福井県児童・女性相談所
〒910-8580 福井市木田3丁目701
TEL 0776-35-1581
FAX 0776-35-1582

1 募集概要

採用予定日	令和8年4月1日(水)
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで (所属での面接および勤務成績に基づき連続2回まで更新される場合あり)
職種	会計年度任用職員（パートタイム）
勤務場所	児童・女性相談所（福井市木田3丁目701）
業務内容	① 一時保護補助員 (一時保護児童の夜間保護補助など) ② 一時保護児童学習指導業務 (一時保護児童の学習指導など)
採用予定人員	① 1名 ② 2名

2 受験資格

【①一時保護補助員】

下記の（１）（２）のいずれにも該当する者

（１）下記のいずれかに該当する者

（ア）児童福祉施設等で勤務し、入所児童の生活指導等の経験のある者

（イ）子どもの扱いに慣れ、ある程度の知識のある者および当該業務への情熱のある者

（ウ）（ア）または（イ）に準ずる者

（２）下記のいずれにも該当しない者

（ア）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

- (イ) 福井県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (ウ) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

【②一時保児童学習指導業務】

下記の(1)(2)のいずれにも該当する者

- (1) 小学校教員もしくは中学校教員免許状を有し、教員として従事した経験を有する者
- (2) 下記のいずれにも該当しない者
 - (ア) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (イ) 福井県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - (ウ) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 試験の方法

受験者の適性、能力等をみるために、個別面接を行います。

4 試験の日時および会場

- (1) 試験日時 令和8年2月17日(火)
午前11時30分から午後4時まで
※上記の範囲内で時間を指定し、連絡しますので、10分前までに集合してください
- (2) 試験会場 福井県児童・女性相談所（福井市木田3丁目701）

5 合格者の発表

受験者全員に合否の結果を通知するとともに、合格者に対しては、その後の手続き等についてご案内します。

6 受験手続

- (1) 申込方法 「福井県会計年度任用職員（パートタイム）採用試験申込書」に必要事項を記入の上、「2 応募資格」の(1)の資格を有することを証するもの（資格証の写し）を添付し、福井県児童・女性相談所まで持参または郵送（書留）してください。提出（持参または郵送）してください。

- (2) 受験申込先 〒910-8105 福井市木田3丁目701
福井県児童・女性相談所 地域支援課
- (3) 受付期間 令和8年2月3日(火)～令和8年2月13日(金)〈必着〉
※受付事務は、午前8時30分から午後5時15分まで
(ただし、土、日、祝日は除く。)
- (4) 注意事項 ・郵便により申し込む場合は、必ず書留郵便により行うものと
し、2月13日(金)までに到着したものに限り受け付けます。
・受験票は発行しません。

7 勤務条件

【①一時保護補助員】

- (1) 勤務日 週1～2日程度勤務
※ローテーションにより所属が指定する日となります。
※土、日、祝日にも勤務する場合があります。
- (2) 勤務時間 17時15分から翌日8時30分まで
※午前0時から午前6時までは仮眠時間です。
※所定労働時間を超える労働はありません。
- (3) 報 酬 日額11,806円～14,336円
※学歴・経験等を考慮の上、決定します。
- (4) 休 暇 ・年次有給休暇 年間1日
※6か月継続勤務をした場合の付与日数です。
※継続勤務年数に応じて付与日数が変わります。
・特別休暇：忌引休暇(有給)、夏季休暇(有給)、病気休暇(有給)など
- (5) そ の 他 ・通勤費を別途支給します。
・公務災害補償または労働者災害補償保険の適用があります。
・地方公務員法上の服務規定等(秘密を守る義務、職務に専念する義務など)の適用があります。
・報酬については、給与改定等により、額が変更となる場合があります。
・報酬等のお支払いに際し、県の指定金融機関である福井銀行の口座が必要となります。

【②一時保児童学習指導業務】

- (1) 勤 務 日 毎週月、火、水、木、金曜日(原則、土、日、祝日を除く平日)
※毎週土・日曜日、国民の祝日および年末年始(12月29日から翌1月3日)が休日となります。
- (2) 勤務時間 午前9時から12時まで
※所定労働時間を超える労働はありません。
- (3) 報 酬 時額2,800円

- (4) 休 暇 ・ 年次有給休暇 年間１０日
 ※ ６か月継続勤務をした場合の付与日数です。
 継続勤務年数に応じて付与日数が変わります。
- (5) そ の 他 ・ 特別休暇：忌引休暇(有給)、夏季休暇(有給)、病気休暇(有給)など
 ・ 通勤費を別途支給します。
 ・ 公務災害補償または労働者災害補償保険の適用があります。
 ・ 地方公務員法上の服務規定等（秘密を守る義務、職務に専念する義務など）の適用があります。
 ・ 報酬については、給与改定等により、額が変更となる場合があります。
 ・ 報酬等のお支払いに際し、県の指定金融機関である福井銀行の口座が必要となります。

８ 試験結果の開示

この採用試験の結果については、口頭での開示を請求することができます。

開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
当該採用試験に合格しなかった者（本人）	総合得点および 総合順位	合否通知の到達 日から１か月	福井県 児童・女性相談所

○ 口頭による開示請求の手続き

開示請求する場合は、請求者本人（代理人は不可）が、以下いずれかを持参の上、午前８時３０分から午後５時１５分までの間に、福井県児童・女性相談所へお越しください。ただし、土、日、祝日は受付しておりません。

- ① 運転免許証
- ② 日本国旅券（パスポート）
- ③ 各種健康保険の被保険者証
- ④ 各種年金手帳等
- ⑤ 個人番号カード